

特別養護老人ホーム高風園指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が開設する特別養護老人ホーム高風園指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たり次の事項に努めるものとする。

- （1）要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- （2）要介護者等の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供できるよう配慮すること。
- （3）利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、高齢者あんしんセンター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホーム高風園指定居宅介護支援事業所
- （2）所在地 高崎市寺尾町2412

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）介護支援専門員 1名（常勤） 介護支援専門員 1名（非常勤）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の内容）

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- （1）居宅介護サービス計画作成

- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) 市町村からの委託の要介護認定調査
- (6) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、MDS-HC/CAPS又は包括的自立支援プログラム方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、原則として利用者の居宅とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 次条に規定する通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、徴収しない。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市とする。

(身体的拘束及びその他の行動の制限の原則禁止)

第10条 事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及び行動を制限する行為は行わないものとする。

- 2 事業所は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、身体的拘束及び行動を制限する行為を行うに際しては、別に定める「身体拘束等適正化検討委員会」に規定する手続きにより行うとともに、常にその解除について努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者等の生活上の安全を確保するために、虐待防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を設置するとともに虐待防止に資するため従業員を教育するものとする。

- (1) 虐待防止のための委員会は定期的に開催し、その結果を職員に周知する
- (2) 従業員の教育は、職員研修として定期的に行う
- (3) 虐待防止に関する担当者を設置し、一連の活動を適切に行う

(その他運営に関する重要事項)

第12条 介護支援専門員の質的向上を図るための研修を実施すると共に、必要な業務体制を整備するものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

なお、従業者でなくなった後においても同様とする。

3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人群馬県社会福祉業団と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成25年6月7日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規定は令和4年4月1日から施行する。